

グループ会員共済給付金一覧表

会員またはその家族に給付事由が生じた場合に給付金が支給されます。

給付の事由		金額	添付書類
成人祝金	会員が満 20 歳を迎えたとき	10,000 円	不要
リフレッシュ促進給付金	会員が満 45 歳を迎えたとき	10,000 円	
還暦祝金	会員が満 60 歳を迎えたとき	10,000 円	
結婚祝金	会員が婚姻の届出をしたとき	20,000 円	婚姻受理証明書 戸籍全部・個人事項証明
出生祝金	会員または会員と法律上の婚姻関係にある配偶者が出産したとき	15,000 円	母子手帳（出生届出済証明） 戸籍全部事項証明 住民票など
入学祝金	会員の子が小・中学校に入学したとき	10,000 円	就学通知書、住民票（続柄明記） その他親子関係が分かるもの
銀婚祝金	会員が婚姻日から満 25 年を迎えたとき	10,000 円	戸籍全部・個人事項証明
金婚祝金	会員が婚姻日から満 50 年を迎えたとき	10,000 円	戸籍全部・個人事項証明
会員功労金	会員があじさいメイツに加入して満 10 年を迎えたとき	10,000 円	不要
	会員があじさいメイツに加入して満 20 年を迎えたとき	10,000 円	
	会員があじさいメイツに加入して満 30 年を迎えたとき	30,000 円	
入院見舞金※	会員が 7 日以上入院したとき	10,000 円	入院日数が証明できる書類（領収書、入院証明書など）
	会員が 30 日以上入院したとき	20,000 円	
	会員が 90 日以上入院したとき	30,000 円	
障害見舞金	会員が身体障害者手帳の交付をうけたとき 1 級～7 級	20,000 円～ 100,000 円	身体障害者手帳
住宅災害見舞金	会員が居住する家屋が失火等により被害を受けたとき	10,000 円～ 100,000 円	市区町村発行のり災証明書
死亡弔慰金	会員本人の死亡 ※死亡弔慰金の請求者は遺族です。	100,000 円	死亡診断書 戸籍全部・個人事項証明（除籍）
	会員の法律上の婚姻関係にある配偶者の死亡	50,000 円	対象者との関係が確認できるもの
	会員の子（実子・養子）の死亡	20,000 円	戸籍全部・個人事項証明（除籍） 等
	会員の実父母の死亡	20,000 円	
	会員の義父母の死亡	10,000 円	

●添付書類は、原本ではなく、写しで構いません。

●給付事由の確認のため、その他の添付書類の提出を求められることがあります。

【請求期間について】 請求期間は、1 年です。